

制定 平成13年5月22日  
改訂 平成15年5月22日  
〃 平成16年5月19日

## 岩手県金融広報委員会会則

1. 本会は、岩手県金融広報委員会（以下「本会」と称する。）と称する。
2. 本会は、岩手県において中立公正な立場から金融に関する広報又は消費者教育活動を行い、もって県民生活の健全な発展に資することを目的とする。
3. 本会は、同委員会により加入が認められた各種団体の代表者、同じく加入が認められた学識経験者を委員として構成する。
4. 本会の事務局は日本銀行盛岡事務所内におく。
5. 本会に下記の役員のほか、顧問及び幹事若干名をおくことができる。

会長	1名
副会長	2名
委員	若干名
常任委員	若干名
監事	2名
6. 会長は岩手県知事の職にあるものを推す。  
副会長は財務省東北財務局盛岡財務事務所長の職にあるもの、及び日本銀行盛岡事務所長の職にあるものを推す。  
委員は岩手県、財務省東北財務局盛岡財務事務所、日本銀行盛岡事務所及び金融機関の役職員、各種団体並びに学識経験者の中から会長がこれを委嘱する。  
なお、常任委員及び監事は委員のうちから会長が委嘱する。  
顧問は会長が委嘱する。  
幹事は会長が委嘱する。
7. 委員及び監事の任期は一年とする。  
但し、再任を妨げない。  
前任者の任期途中で選任された委員、監事の任期は前任者の残任期間とする。

8. 会長は本会を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

委員は本会の重要な案件に参画する。

常任委員は事務の企画立案に当る。

監事は会計を監査する。

顧問は本会の活動に関し会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。

幹事は本会の事務を執行する。

9. 会議は総会及び常任委員会の二種とする。

10. 会長は毎年1回及び必要と認めたときは、総会を招集する。

次の事項は総会において議決しなければならない。

- (1) 本会の施策に関する基本事項
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) その他重要事項

11. 総会の議事は、出席した委員（代理出席及び委任状を含む）の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは会長が決する。

12. 会長は、適當と認めるときは、総会の開催に代え、書面等により議決することができる。

前条は前項の場合における議決についてこれを準用する。

13. 本会の事業執行に関する事項は常任委員会においてこれを定める。

常任委員会は会長、副会長および常任委員をもって構成し、必要な都度これを開くものとする。

14. 経費は分担金及び補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

15. 本会の会計期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

16. 本会の会計監査は、外部会計監査人にも委託する。

以上